

千葉県専用水道取扱要領

1、目的

この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に規定する専用水道に関し、法及び同法施行令（以下「令」という。）、同法施行規則（以下「規則」という。）並びに関係通知において不明確な基本事項について明確にするとともに、申請者・届出書等の様式及び運用上必要な指導事項を定めることにより専用水道の取扱い・指導の適正化を図ることを目的とする。

2、専用水道の範囲

法第3条第6項で定義する専用水道とは、現に給水を行っているもののほか、水道施設工事途中のもの及び布設工事完了後給水開始前のものも含むものであること。

3、給水人数の算定

法第3条第6項第1号の給水人数の算定は、次によること。

- (1) 給水人数とは、居住に必要な水の供給を受ける者の数であり、常時居住する者の数をもって算定するものであること。
- (2) 給水人数は、定員制のあるものは定員によることとし、一般家庭を対象とするものは、客観性のある統計に基づく平均世帯人数により算定するものであること。
- (3) 実際の給水を受ける者の数は日々変動するが、あらかじめ算定された給水人数は、設置者が自らの意志をもって変更する場合以外は一定のものとしてとらえるものとする。

4、1日最大給水量の算定

法第3条第6項第2号の1日最大給水量の算定は、次によること。

- (1) 次の水量により算定すること。
 - ア 設計上の必要水量
 - イ アが不明な場合は、実際の使用水量
 - ウ ア及びイが不明な場合は、用途に応じて適切に算出した水量
- (2) 人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供するために使用する系統の水量を算定し、これらの系統以外の系統でかつ水源が異なる場合は、算定しないこと。
- (3) 次に掲げる水量は、人の生活の用に供する水量から除いて算定すること。
 - ア 営農
 - イ プール（付帯設備を含む。）
 - ウ 浴場（公衆浴場法許可対象施設に限る。付帯設備を含む。）
 - エ 空調（適正に算出された水量に限る。）
 - オ 製造工程（適正に算出された水量に限る。）

5、水道の数の算定

- (1) 導管等で接続され、かつ、施設が有機的に一体をなし、専用水道としての

機能を発揮している場合は全体をひとつの水道とするものであること。

- (2) 受水槽設置施設（他の水道から供給を受ける浄水のみを水源とする施設）については、受水槽以下の施設において（1）と同様の適用をするものであること。

6、確認の申請

- (1) 法第32条の専用水道の布設工事は、専用水道の新設及び既存の専用水道における水道施設の新設、増設及び改造をいうものであること。
- (2) 法第33条第1項に定める確認の申請は、専用水道布設工事確認申請書（別記様式第1号）によるものとし、同項に定める工事設計書は、専用水道布設工事設計（計画）書（別記様式第2号）とする。
- (3) 法第33条第1項に規定する工事の設計が法第5条の施設基準に適合するか否かの審査は、専用水道布設工事確認申請（届出）審査票（別記様式第3号）によること。
- (4) 法第33条第5項に定める確認通知は専用水道布設工事確認通知書（別記様式第4号）によるものとする。
- (5) 法第33条第1項の確認申請に添付すべき工事設計書及び書類は、当該工事設計に係るもののみならず、当該工事設計の確認を行ううえで必要とされる既存の専用水道に係るものを含めるものとする。
- (6) 工事会社、開発業者等を設置者として申請等がなされた場合は、管理組合等が設置され次第、変更の届出をするよう指導するものとする。
- (7) 専用水道布設工事確認申請通知書（別記様式第4号）により、法第5条の規定による施設基準に適合する旨の通知後から給水開始前までの間に工事内容の変更が生じた場合は、必要に応じ、再度、確認申請を行うものとする。

7、受水槽設置専用水道の確認

- (1) 水道法第3条第6項ただし書の地中又は地表に施設されている部分の規模の算定には、地上式で6面点検可能な受水槽の容量や地上に施設されている導管の延長は、算入しないものとする。
- (2) 他の水道から供給を受ける水のみを水源とする場合は、法第33条第4項第3号に定める「水源水量の概算及び水質試験の結果」については、記載を要しないものとする。
- (3) 専用水道布設工事設計（計画）書（別記様式第2号）に当該受水槽設置専用水道に浄水を供給する水道事業体等の名称がわかる書類を添付するものとする。
- (4) 受水槽設置専用水道の再塩素消毒設備については、給水開始後の実績により必要性を判断し指導するものとする。ただし、給水栓における水が残留塩素を規定どおり保持できないことが予想される場合には、布設工事時点で設置させるものとする。

8、給水開始前の届出

- (1) 法第13条第1項に定める給水開始前の届出は、専用水道給水開始届（別

記様式第5号)によるものとする。

- (2) 確認後の水道施設が段階的に給水する場合は、水道技術管理者が施設検査を分割して実施し、専用水道給水開始届(別記様式第5号)を提出するものとする。

9、水質検査

(1) 毎日検査

色及び濁り並びに残留塩素について、1日1回以上検査を行なうこと。

(2) おおむね1か月に1回以上行なう検査

ア 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度について、おおむね1か月に1回以上検査を行なうこと。

イ 臭気物質のジェオスミン、2-メチルイソボルネオールについては、水源における当該物質を算出する藻類の発生状況から検査をする必要がないことが明らかであると認められる時期を除き、1か月に1回以上検査を行なうこと。

(3) おおむね3か月に1回以上行なう検査

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール以外の事項について、おおむね3か月に1回以上検査を行うこと。

このうち、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン及びホルムアルデヒドについては、検査の回数を減じ又は検査を省略することはできないものであること。

(4) 検査回数を減じ又は省略できる事項

ア おおむね1か月に1回以上検査を行なわなければならない事項のうち、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度については、自動測定装置及び日常点検等により監視並びに測定及び記録がされている場合は、おおむね3か月に1回以上まで検査の回数を減じることができること。

イ おおむね3か月に1回以上検査を行なわなければならない事項のうちシアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン及びホルムアルデヒド以外の事項については、過去3年間において水源種別、取水地点又は浄水方法が変更されず、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認める場合において、過去3年間の検査の結果の最大値が、基準値の5分の1以下であるときはおおむね年1回以上、10分の1以下であるときはおおむね3年に1回以上まで検査回数を減じることができること。

ウ 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸（浄水処理にオゾン処理を用いない場合の臭素酸及び消毒に次亜塩素酸を用いない場合の臭素酸を除く）、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン、ホルムアルデヒド、亜硝酸態窒素並びに硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素以外の項目については、過去の結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況等から検査を省略することができること。

エ 検査の省略を行なった場合であっても、おおむね3年に1回程度は、省略した項目について水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

（5）臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に毎月検査の検査項目に準じて実施すること。

なお、臨時の水質検査を行なった月は、おおむね1か月に1回行なう定期の水質検査を省略することができること。

ア 水源の水質が著しく悪化したとき

イ 水源に異常があったとき

ウ 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき

エ 浄水工程に異常があったとき

オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき

カ その他必要のあるとき

（6）水質検査計画

毎事業年度の開始前に、定期の水質検査の項目、採水場所、検査の回数及びその理由並びに検査を省略する項目についてはその理由、臨時の水質検査に関する事項等の水質検査計画を策定すること。

この場合、最低でも過去1年間の水質検査の結果をもって判断するものとする。

水質検査計画に必要な事項は、規則第15条第7項に規定されているが、その内容は次のとおりであること。

ア 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

原水から、給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項であって、水質検査計画を策定する上で関係する事項について規定すること。

イ 定期の検査を行なう項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏

まえ、採水の場所、検査の回数を策定し規定すること。

ウ 第1項の検査（定期的検査）を省略する項目については、当該項目及びその理由

水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、省略する項目を策定し規定すること。

エ 第2項の検査（臨時的検査）に関する事項

臨時の水質検査を行なうための要件、水質検査を行なう項目等について規定すること。

オ 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

委託の内容としては以下の事項を記載すること。

（ア） 委託の範囲

- a 具体的な検査項目、頻度
- b 試料の採取及び運搬方法
- c 臨時検査の取扱い

（イ） 委託した検査の実施状況の確認方法

カ その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性の保証に関する事項、関係者との連携に関する事項等について規定すること。

キ その他

水質検査計画は水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質検査管理目標設定項目及び原水に係る水質検査についても、必要に応じて当該水質検査に準じて当該計画に位置づけること。

（7）原水検査

ア すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期に年1回以上塩素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン、ホルムアルデヒド及び味を除く事項の検査を実施すること。

ただし、浄水受水専用水道並びに井戸等の自家用水源（一部及び全部）を原水とする専用水道であってもその浄水方法が消毒のみで対応できる専用水道については、必要に応じ実施すること。

イ クリプトスポリジウム対策として、地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水とする施設は、年1回原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を実施すること。その他「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日付け健水発第0330005号）によること。

（8）水質検査の委託

水質検査を委託して実施する場合は、地方公共団体の機関又は登録水質検

査機関（以下「水質検査機関」）に委託すること。委託する水質検査機関を選定する際には、試料の採取地点から検査施設への試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の採取、運搬及び水質検査を速やかに実施できる水質検査機関であること。

また、契約は規則第15条第8項各号により行うものとし、専用水道の設置者は水質検査機関と書面により直接締結すること。

ア 「採取又は運搬の方法」には、採取日程、採取地点、試料容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法を含めること。

イ 臨時検査の委託契約を定期検査の委託契約と別途締結する場合、定期検査の委託契約において、臨時検査は別の契約に基づき委託することを明記すること。

ウ 専用水道の設置者は、委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにし、検査価格を積算した上で水質検査業務を発注すること。

10、変更の届出

(1) 法第33条第3項に定める記載事項の変更及び水道技術管理者の変更の届出は、専用水道変更届（別記様式第6号）によるものとする。

(2) 設置者の地位の承継については、専用水道変更届による届出を指導するものとする。

11、業務の委託の届出

(1) 法第24条の3第2項に定める業務の委託の届出は、専用水道業務委託届（別記様式第7号）によるものとする。

(2) 前項の届出を受理した場合は、その内容を専用水道業務委託届審査票（別記様式第8号）により審査し、必要に応じ、当該水道の管理業務が適正に行われるよう指導するものとする。

(3) 法第24条の3第2項に定める業務の委託契約の失効の届出は、専用水道業務委託契約失効届（別記様式第9号）によるものとする。

(4) 前項の届出を受理した場合は、委託契約失効後の水道技術管理者を含めた管理業務体制を確認し、当該水道の管理業務が適正に行われるよう指導するものとする。

12、既設水道施設利用の専用水道の届出

(1) 専用水道でない水道が水道施設の工事に伴い専用水道となる場合は、専用水道の新設となるので当該水道施設すべてについて、法第32条による事前の確認が必要なものである。

(2) 専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず専用水道となった場合は、専用水道届（別記様式第10号）に次の書類を添付し提出させるものとする。

ア 専用水道となるまでの経過を記載した書類

イ その他確認申請に準ずる書類

(3) 前項の届出を受理した場合は、その内容を6の(3)と同様に専用水道布設工事確認申請（届出）審査票（別記様式第3号）により審査し、施設

に不備が認められるときは適宜改善指導を行うものとする。

(4) 専用水道届の記載事項に変更があった場合は、10を準用する。

13、無確認工事の届出

法第33条第1項に定める確認を受けずに布設工事が行われた場合は、当該布設工事を行った者から始末書等を徴し12の(2)に準じ必要な書類及び無確認工事を行った経緯がわかる書類の届出を指導し、12の(3)に準じ施設を確認し審査等を行うものとする。

14、工事延期の届出

法第33条第1項に定める確認を受けた設計に係る布設工事の着手が予定日より長期(おおむね1年)に延期する場合又は工事の完了が予定日より長期(おおむね1年)に延期する場合においては、専用水道工事延期届(別記様式第11号)による届出を指導するものとする。

15、廃止の届出

(1) 専用水道が給水人数の減少、施設規模の縮小又は消滅等により専用水道でなくなった場合は、専用水道廃止届(別記様式第12号)による届出を指導するものとする。また、必要に応じ、廃止の事実を確認するものとする。

なお、給水人数の減少により専用水道でなくなる場合は、適正規模への施設縮小、給水方法の変更等を指導するものとする。

(2) 法第33条第1項に定める確認を受けた設計に係る布設工事が完了せず、当該確認の申請者が専用水道を設置する意思を放棄したときは、専用水道廃止届による届出を指導するものとする。

(3) 法第33条第1項に定める確認を受けた施設又は専用水道施設の設置者が会社倒産等により存在せず、かつ施設が使用されていないことを調査確認した場合は、廃止として取り扱うものとする。

なお、工事の完了予定年月日を過ぎても給水開始前の届出がない場合は、現地調査を行い、適宜指導するものとする。

16、立入検査及び行政措置

立入検査及び行政措置については、千葉市水道施設立入検査実施要領に基づき取り扱うものとする。

17、水道施設管理システムへの入力

次により水道施設管理システム(以下「管理システム」という。)に入力するものとする。

(1) 施設情報の入力

管理システムには、整理番号、設置届出年月日及び施設概要等を入力するものとする。

なお、整理番号は施設固有の番号とすること。

(2) 変更、廃止、立入検査結果等の入力

管理システムには、設置者の変更、構造設備の変更、施設の廃止及び立入検査等の指導経緯等を随時入力すること。

附 則

この要領は、平成 2 年 2 月 2 日より施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。